

議事要旨(6) 税効果会計に係る指針の見直しに関する検討

冒頭、小賀坂副委員長より、税効果会計に関する実務指針の移管について、企業の分類の開示及び合理的な説明に関連する開示の検討に関する審議を行う旨が説明され、引き続き、淡河専門研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

分類の開示について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 在外子会社の財務諸表が IFRS 又は米国会計基準に基づいている場合には企業の分類に関する開示が行われないことから、企業集団の一部の企業に関する分類の開示のみが行われることとなる。そのため、会計基準で一律に開示を強制すると、却って誤解を受ける企業が出てくるのではないかと懸念する。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 分類の開示に関しては一定程度の有用性があると評価しているが、企業の連単倍率の状況によっては有用性に関する議論は起こり得ると考える。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」において企業を 5 つに分類することとされたのは、実務上の要請により従来の方法を踏襲したものと理解しており、企業を分類することが目的ではないため、当該分類を開示することは反対である。
 - ある委員より、次のコメントがあった。
 - 審議の進め方として、議論の参加者が開示のイメージを共有できるように、具体的な開示例に基づいて議論を行う必要があるのではないかと考える。
 - ある委員より、次のコメントがあった。
 - 銀行の事例において開示されている将来の課税所得の見積額については、見積りの前提条件が不明であり、当該開示が企業の業績見通しと捉えられる誤解が生じるのではないかという懸念があると考えます。
 - あるオブザーバーより、次のコメントがあった。

- 財務諸表の利用者の立場からは、仮に将来の課税所得の見積額が注記された場合に、中期経営計画等との整合性に関して誤解が生じる可能性は少ないものとする。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 税効果に関する開示については、国際的な会計基準との整合性が重要であるとする。
 - 主要な銀行は、規制上の要請から詳細な開示を行っているため、全ての企業に対して一律に銀行と同様の開示を求めるべきではないとする。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 将来の課税所得の見積額に関して指摘されている懸念は理解するが、企業は当該課税所得に基づき決算を行っている事実も踏まえた上で、どのような開示が適切かについて検討すべきとする。

合理的な説明に関連する開示について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 合理的な説明に関連する開示が有用な情報となるかどうかを検討するにあたっては、どのような情報を追加的に開示すべきかについて検討することが重要であるとする。
 - 繰延税金資産に関する開示項目を個々に検討するだけでなく、全体的な観点から議論する必要があるとする。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 合理的な説明に関連する開示は、分類の開示を行うことを前提としないと具体的に何を開示すべきかが明確にならず、有用な情報を提供できないとする。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 合理的な説明に関連する開示は、簡潔な内容を要求事項とし、財務諸表利用者が必要と考える場合に企業に対して追加的な説明を求める契機となるような開示内容とすることが現実的な対応ではないかと考える。
 - 合理的な説明に関連する開示は、分類の開示と結びついたものにならないのではないかと考える。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 繰延税金資産に関する開示は、事業の柱が将来どのように展開していくのかという説明と結び付いたものでないと有用な情報にはならないと考える。そのため、開示される内容及び説明の方法は、各社ごとに異なるものになると考える。
 - 我が国は企業会計と税務の乖離が大きく、繰延税金資産が多額に計上されるという前提に基づいて、あるべき開示の議論を行うべきと考える。

以 上